

提案基準④ 介護老人保健施設等

市街化調整区域に介護保険法に基づく介護老人保健施設等を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

基準の内容

1. 介護老人保健施設、指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設については、次のいずれにも該当するものであること。なお、介護保険法に基づくその他の事業の用に供する部分を併設する場合は、主たる用途に準じて取扱うものとする。
 - (1) 当該施設の設置及び運営が国の定める基準に適合するもので、本市の福祉施策の観点から支障がないことに関して、関係部局の確認がとれたものであること。
 - (2) 介護保険法の規定による許可又は指定を受けることが確実であること。
2. 当該開発行為等が、本市の総合計画、都市計画等の実現に支障を及ぼさないものであること。
3. 当該施設の敷地が接する前面道路は、次のとおりとする。
 - (1) 敷地面積が1,000㎡以上の場合にあっては、幅員が9m以上であること。ただし、敷地から所定の道路までの区間の幅員（当該開発行為等による拡幅整備後を含む。）が6m以上のときは、当該前面道路に沿って当該前面道路の反対側の境界線から幅員9m以上を道路として拡幅整備すれば足りる。
 - (2) 敷地面積が1,000㎡未満の場合にあっては、幅員が6m以上であること。ただし、敷地から所定の道路までの一定区間の幅員（当該開発行為等による拡幅整備後を含む。）が4m以上のときは、当該前面道路に沿って当該前面道路の反対側の境界線から幅員6m以上を道路として拡幅整備すれば足りる。
4. 当該施設の排水は、公共用水域に放流できるものであること。
5. 区域内には、1ha未満の区域面積においては敷地面積の20%以上、1ha以上の区域面積においては敷地面積の35%以上の緑地を確保すること。
6. 当該土地が農地であるときは、農地転用の許可が受けられるものであること。

審査上の留意点

- (1) 介護老人保健施設の主管課は、次のとおりである。

神奈川県　：　保健福祉部　高齢福祉課
大和市　　：　健康福祉部　介護保険課
- (2) 基準2に関して、都市計画施設の計画区域を含むものにあっては、将来の施設整備に支障とならない計画であるものを取扱う。
- (3) 基準3における「所定の道路」とは、車両（軽自動車以上）が2方向以上に分散、待機及び迂回ができる幅員6m以上の道路をいう。
- (4) 基準3.(2)における「一定区間」とは、敷地から所定の道路まで、概ね120m以内の区間をいう。